



税理士法人が相続税申告の代理業務に係る委任契約上設けていた損害賠償責任を制限する条項について、消費者契約法10条後段に反し無効と判断した裁判例（横浜地判令和2年6月11日判時2483号89頁）の実務上の影響について

執筆者：弁護士 [川添 文彬](#)

当職は、2021年5月から各月で、税経通信に「税理士損害賠償事故を防ぐ」という連載記事（全4回）を寄稿いたしました。これは税理士損害賠償責任事故が拡大の一途を辿っている現状を踏まえて、税理士損害賠償事故を防ぐためのポイントについて検討したものであり、大要、以下の構成になっております。

1. 税務に内在する損害賠償リスクの説明（[税経通信 2021年6月号](#)）
2. 損害賠償責任の法的要件・裁判例の検討（[税経通信 2021年7月号](#)）
3. 税理士職業賠償責任保険の内容の紹介（[税経通信 2021年8月号](#)）
4. 損害賠償事故の予防策の紹介（[税経通信 2021年9月号](#)）

当職の連載最終回である税経通信2021年9月号の校正終了後、判例時報2483号（2021年7月21日号）において、税理士法人が相続税申告の代理業務に係る委任契約に規定していた損害賠償責任を制限する条項を消費者契約法10条後段の適用により無効とした標記裁判例（以下「本裁判例」といいます。）が掲載されました。当職の知る限り、税理士又は税理士法人の損害賠償責任を制限する条項の有効性について判断した裁判例はこれまで見当たらなかったところであり、当職の連載最終回においても本裁判例の内容は検討できませんでした。

本裁判例においては実務の参考になる判示がなされていることから、本ニュースレターでは、本裁判例の内容を紹介したうえで、当職の連載最終回の内容をさらに一歩進めて、本裁判例の内容、本裁判例を踏まえた実務上の対応及び本裁判例の実務上の影響を検討します<sup>1</sup>。

---

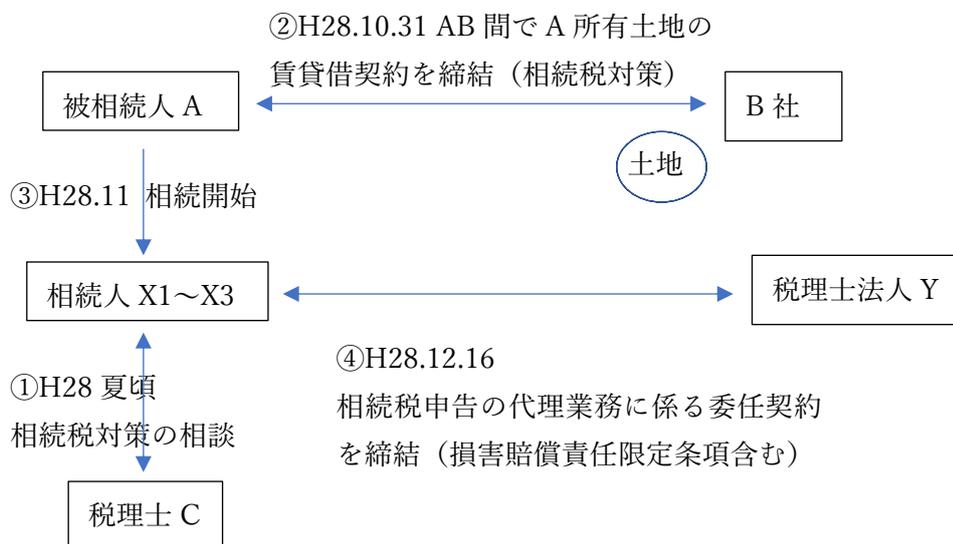
1 追記：本ニュースレター執筆後に、同裁判例の高裁判決では、そもそも税理士法人の債務不履行又は不法行為はないとして、税理士法人の損害賠償責任は否定された旨の解説に触れました（窪澤明子『事例分析による税賠事故リスク回避マニュアル』（日本法令、2023）268頁）。同高裁判決では、税理士法人の債務不履行又は不法行為責任が否定されたため、損害賠償責任限定条項の有効性については判断されなかったと思われま。

## 第1 事案の概要

本件は、亡Aの相続税申告に関する税務代理（以下「本件業務」といいます。）を税理士法人であるYに依頼したXら（X1～X3）が、Yには、本件業務に際し、課税価格に算入される小規模宅地等の価額の評価減を受けられる特例（租税特別措置法69条の4）（以下「本件特例」といいます。）の適用を検討せず、その適用をしなかった過失があり、本件特例を適用した場合に比べて相続税額が高額となったと主張し、Yに対して、債務不履行又は不法行為に基づき合計約2400万円の損害賠償を求めた事案です。

裁判所の認定した事実によれば、本件の事案は以下のとおりです。

### 一事案の図解



- ① 平成28年夏頃、被相続人Aが余命1年である旨の宣告を医師から受けたことを契機に、税理士Cに相続税対策を相談した。
- ② 上記相談の結果、本件特例の適用を受けることを動機の1つとして、Aは、その所有する土地について、従前、賃料を支払わずに社屋として使用していたB社（X2が全株式を保有）との間で、平成28年10月31日付けで土地の賃貸借契約を締結した。
- ③ 平成28年11月■■日、Aが亡くなり、相続が開始した。
- ④ X1～X3は、平成28年12月16日、税理士法人Yに相続税申告に関する税務代理に係る委任契約を締結し、相続税の申告の代理業務を依頼したところ、Yは本件特例を適用せずに相続税の申告をした。同委任契約には、Yの損害賠償責任を、Yの本件業務の報酬額350万円に制限する損害賠償責任の制限条項（以下「本件責任制限条項」という。）が含まれていた。

以上の事実関係の下で、本件では、(1)本件土地に本件特例の適用があるかどうか、(2)本件責任制限条項が消費者契約法10条後段に反して無効かどうかが主な争点となりました。

裁判所は、上記(1)の争点については、法令の要件及び事実に照らして、本件土地に本件特例の適用があると判断しました。上記(1)の争点は、本ニュースレターの目的とは直接関係ないためその詳細を割愛します。

そのうえで、裁判所は、下記の判決要旨のとおり判示し、上記(2)の争点につき、本件責任制限条項は消費者契約法10条後段に反して無効である旨を判示しました。

#### ※消費者契約法10条の条文（ご参考）

「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しなない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」

## 第2 判決の要旨

裁判所は、下記①の規範（基準）を示したうえで、本件責任制限条項について、下記②から⑨の事情などを考慮すると、「信義則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」として無効であり、原告（納税者）は、被告（税理士法人）の債務不履行により生じた損害の全部の賠償を請求できると判示しました。

- ① 「ある消費者契約の条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的（同法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に損する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断される」（最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁）
- ② 「本件責任制限条項の内容は、単に事業者である被告が負う可能性のある損害賠償責任を制限するものであり、当該条項により被告が負うべきリスクが限定されていることから、報酬額が低廉な金額に抑えられているといった事情も見受けられない」（当該条項の性質）
- ③ 「本件契約は、相続税の税務申告代理に係る契約であり、契約当事者である相続人が、被告と税務申告代理に係る契約を締結する時点で、遺産の総額やこれに基づく課

税額、ひいては、税務申告代理に過誤があった場合に生じ得る損害額の程度を見積もることは、容易ではない」（情報格差）

- ④ 「これらのことに鑑みると本件責任制限条項は、消費者である税務申告者に対し、自身に生じ得る損害の額、すなわち、本件責任制限条項により自身が負担することとなるリスクの程度を見積もることが困難な段階で、損害賠償請求権の一部を放棄させるものであると評価できる。」（当該条項の性質）
- ⑤ 「消費者である原告が、本件契約の締結以前に、上記リスクを見積り、回避することが困難であったのに対し、税理士法人である被告の側では損害賠償責任を負うリスクについては、税理士職業賠償責任保険に加入することによりこれを回避する方法もあった」（代替手段）
- ⑥ 「一般の消費者である原告らが、被相続人の相続発生後所定の申告期限内に、税務の専門家である税理士を構成員とする法人である被告との間で締結した相続税の申告代理に係る委任契約であり、このような契約の締結前に、他の税理士ないし税理士事務所との間で相見積もりを取得するなどして、契約条項の内容を比較するなどして契約締結の可否を決めることは通常期待し難く、契約締結過程における双方の情報量や交渉力には大きな差がある」（情報及び交渉力の格差）
- ⑦ 「日本税理士回連合会が規定する相続税に関する税務代理委任契約の参考書式には、損害賠償額の制限条項が設けられておらず、本件全証拠及び弁論の全趣旨によっても、本件責任制限条項のような条項が、広く、相続税についての税務申告代理に係る委任契約において一般的に設けられていたとは認められず、原告らがそのような本件責任制限条項が一般的であるか否かを認識していたとも認められない」（情報格差）
- ⑧ 「被告において、一般的に、契約締結時に遺産や報酬の見込み額を示すことはしておらず、本件責任制限条項についての説明も、税理士ではない事務員がルーティンワークとして本件責任制限条項を読み上げ、事前に決まっている定型の説明を行うにすぎず、消費者からの個別の質問に回答できる体制とはなっていない」（税理士法人の説明体制）
- ⑨ 「本件契約の具体的な締結過程についてみると、被告は…損害が発生しても報酬分までしか被告は負担しないということかという原告X2の質問について、これを肯定する程度の説明をしたにとどまり、本件責任制限条項によって原告らが負担することとなるリスクの程度が推測可能な情報を原告らに全く提供することなく、本件契約の締結に至っている」（契約締結の経緯）

### 第3 解説

#### 1. 本裁判例の評価

本裁判例は、税理士の損害賠償責任を制限する条項を消費者契約法10条の適用により無効にした初めての公刊物登載裁判例であると思われます。

これまで実務家の間では、損害賠償責任の上限金額が低廉にすぎない限り、税理士の軽過失により生じた損害賠償責任を限定する条項は無効にならないとする見方が一般的であったように思われるところですが（詳細は、税経通信2021年9月号の当職の記事中の参考文献をご参照ください。）、本裁判例は、この見方を否定し、損害賠償責任の限定条項の有効性を判断するうえで、より実質的な考慮が必要であるとの見解を示すものであるといえます。

本裁判例は、数多くの考慮要素を挙げていますが、その内容をみると、**要するに、契約締結前に、損害賠償責任の限定条項が有する意味を依頼者に十分に説明し、依頼者が理解していたかを最も重視したことが窺えます。**ここでの「損害賠償責任の限定条項が有する意味」には、本裁判例の判示した考慮要素を読む限り、以下の事由などが含まれうると考えられます。

- (1) 損害賠償責任限定条項があるために報酬額が低廉な金額に抑えられているかどうか、**当該条項がなければ報酬額がより高額になる**（又は当該条項があれば報酬額がより低額になる）かどうか
- (2) 予想される**遺産総額及び課税額並びに損害の内容及び程度**
- (3) **損害賠償責任限定条項が一般的に広く用いられているものではないこと**

他方で、判決文を読む限り、**損害賠償責任の上限金額の多寡については、本裁判例ではそれ程重視されていないように見受けられ、その損害賠償責任の上限金額**（本件では、税理士法人が受領済みの報酬額）が低廉にすぎるということが、本件で損害賠償責任の制限条項を無効にした主な理由ではないように思われます<sup>2</sup>。

本裁判例の事案では、税理士法人Yの事務職員が、損害賠償責任の限定条項を委任契約につき、依頼者に読み上げによる説明を行っており、また、依頼者も損害賠償責任の限定条項につき「損害が発生しても報酬分までしかYは負担しないということか」と個別に質問し、Yからこれを肯定する程度の回答は得ており、依頼者は損害賠償責任の限定条項の意味を少なくともその限度では認識していました。かかる事案の内容からして、軽過失に基

---

<sup>2</sup> もっとも、本裁判例は上限金額の多寡は関係ないとまで判示したのではなく、損害賠償責任限定条項における上限金額が低廉にすぎるときには無効になる可能性が高いと思われます（東京地判平成16年4月26日判例秘書判例番号L05931845参照）。

づく損害賠償責任の限定条項を無効にするほど、税理士法人の説明が不十分だったのかという、大いに評価の分かれるところであるように思われます。

本件は、控訴されており、控訴審においていかなる判決がなされるのかが注目されます（令和3年7月末日時点では、控訴審の判決は出ていないようです。）。

## 2. 本裁判例を踏まえた実務上の対応

本裁判例の当否はさておき、本裁判例がある以上、裁判所が同じような思考で、類似の判断をすることが十分に考えられるため、税理士損害賠償事故を防ぐという観点からは、本件裁判例を踏まえた対応をすることが望ましいと考えられます。

まず、消費者契約法の適用がある場合、税理士の損害賠償責任の全部を免責する条項又は税理士に故意もしくは重過失がある場合に損害賠償責任を免責する条項は、無効となる（同法8条1項1号及び2号）、当職の連載最終回においても、この消費者契約法のルールを踏まえて、損害賠償事故を防ぐため、例えば、税理士の軽過失により生じた損害に限り、当該案件の報酬額を超える損害賠償金額を免責する条項を契約に組み込むことが考えられる旨を指摘していました（[税経通信2021年9月号](#)）。

もともと、本裁判例を踏まえて、当該条項が消費者契約法10条後段の適用により無効とならないようにするためには、上記1に記載した(1)から(3)までの事項を含めて、損害賠償責任の限定条項が有する意味を依頼者に十分に説明することが望ましいと考えられます。

### <消費者契約法の適用関係>

	損害賠償責任の全部を免責する条項	故意もしくは重過失がある場合に損害賠償責任を免責する条項	軽過失がある場合に限り損害賠償責任の一部を免責する条項
無効になる場合	常に無効	常に無効	説明不十分等の一定の場合には無効
根拠規定	消費者契約法8条1項1号(及び3号)	消費者契約法8条1項2号(及び4号)	消費者契約法10条

注：消費者契約法が適用されるのは依頼者が「消費者」（相続税の申告を依頼する個人等）である場合であり、依頼者が「事業者」である場合に同法の適用はありません。

また、本裁判例においては、税理士法人には、税理士職業賠償責任保険に加入することによるリスクヘッジが可能であったことも税理士法人に不利な事情として指摘されています

ので、税理士の先生方としては、取り扱う案件の規模に応じた十分な保障額の税理士職業賠償責任保険に加入したうえで、保険金の支払対象となる限度では損害賠償責任を免責しない旨をも組み込んだ損害賠償責任限定条項とするという対応が考えられます（これは若干複雑な規定ですが、要するに、保険が使える場合には、依頼者の被った損害を保険で補填することができるように、その限度で、損害賠償責任限定条項は発動されない仕組みとするということです。）。

本裁判例により、損害賠償責任限定条項のみに依拠せずに、受任契約の明確化、税理士職業賠償責任保険への加入、事故を生じさせないための自己研鑽及び事務所の体制整備、租税法にも精通した弁護士との協業等を含めて、総合的に、損害賠償事故を防ぐための予防策を講じる必要があることが一層明確になったともいえます（損害賠償責任限定条項以外の予防策については、当職の[税経通信2021年9月号](#)の記事をご参照ください。）。

### 3. 本裁判例の実務上の影響（依頼者が事業者である場合について）<sup>3</sup>

本裁判例は、消費者契約法10条の適否に関するものであり、消費者との契約について判示したものですので、本裁判例を踏まえても、事業者との契約における軽過失に基づく損害賠償責任の限定条項が無効になることはないという見方もありうるかもしれません。

しかし、税理士の先生方と「事業者」との契約における損害賠償責任の限定条項であっても、公序良俗（民法90条）に違反する場合には無効となります。

---

3 追記：本ニュースレター執筆後に、依頼者が事業者である場合において、（当該契約の解釈の問題として）税理士に故意又は重過失がある場合に損害賠償責任限定条項の適用を否定し、税理士に故意又は重過失がない場合に契約上の損害賠償責任限定条項の適用を肯定した重要な裁判例である福岡地判令和5年6月21日（TAINS Z999-0182）（確定）が公表されました。この裁判例は、税理士に故意又は重過失がある場合に契約解釈により損害賠償責任限定条項の適用を否定した点、税理士に故意又は重過失がない場合には契約どおり損害賠償責任限定条項の適用を肯定した点、及び、税理士の行為につき重過失がある場合とない場合の両方を判断した点（つまり重過失の判断の分水嶺を示した点）で、実務上の参照価値が非常に高いといえます。同裁判例では、依頼者が事業者の場合の損害賠償責任限定条項の有効性について、本ニュースレターの評釈対象である横浜地判令和2年6月11日判時2483号89頁（依頼者が消費者の場合）と同様の判断枠組みは用いられておらず、依頼者が事業者の場合において、少なくとも税理士に故意又は重過失がない場合に適用される契約上の損害賠償責任限定条項は公序良俗（民法90条）違反ではなく、有効である旨の考え方が採用されているようにも見受けられます。

また、消費者契約法10条には、①民法の下においても無効とされる条項は消費者契約法上も無効であり、現在、民法1条2項に反しないものは消費者契約法10条によっても無効にならないことを確認したものか（確認説）、それとも、②民法の下において必ずしも無効とされない条項を無効とすることを可能とするものか（創造説）につき、見解の対立が存在するところ、最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁の最高裁調査官解説では立法の経緯に照らして確認説が支持されています。そして、最高裁調査官解説では、「確認説の立場からすると、論理的には、民法1条2項、90条に反するといえないものは、消費者契約法10条の適用においても、『民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの』該当性は否定される」とされています（森富義明・最判解民平23（下）556頁）。

確認説のこの理解によれば、消費者契約法10条の適用により無効となる契約条項（税理士の損害賠償責任を限定する条項）については、民法90条の適用によっても無効になる可能性が高いと考えられます。

依頼者が消費者ではなく事業者（法人等）である場合、事業者の方が契約内容を精査する能力は一般的に高いため消費者に対する説明と同程度の説明は不要という見方には説得力があると考えられる<sup>4</sup>ものの、他方で、依頼者（事業者）は税務専門家ではなく、（依頼者が消費者である場合と比べても）非専門家と専門家間の契約という関係は実質的に異なるためほぼ同水準の説明が必要との見方もありうるように思われます。

以上によれば、依頼者が事業者であり消費者契約法の適用がない場合であっても、損害賠償責任を限定する条項を公序良俗（民法90条）違反として無効とされるリスクを可及的に減らすためには、本裁判例を踏まえて、上記2において述べた対応と同様の対応を行うことが望ましいと考えられます。

以上

---

<sup>4</sup> 弁護士及び公認会計士等の企業再生の専門家を擁する各種フィナンシャルアドバイザーを中心にサービスを提供する株式会社が、アドバイザー契約において規定されていた、受領した報酬額を損害賠償責任額の限度とする旨の損害賠償責任限定条項を（軽過失による損害賠償責任に限って）適用した裁判例（東京地判平成25年7月24日判時2205号56頁）は、同社が依頼者（法人）に対して、損害賠償責任限定条項の意味を十分に説明したかどうかを問題にしていません。もっともこの裁判例は、当事者間において、軽過失による損害賠償責任に適用される損害賠償責任限定条項が有効であることに争いはなかった事例のようです。